

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第13回）議事概要

1 日時

平成23年10月5日（水）午後1時から午後3時まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

河合健司（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 統計データ等について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成23年7月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

また，平成23年7月に裁判員法103条による裁判員裁判の実施状況等に関する2回目の公表が行われたことについての報告もされた。

（小野委員）

裁判員制度施行当初の判決書は比較的短く簡潔な印象であったが，最近では相当程度長いものも見られる。裁判員裁判の判決書は，いつどのよう
に作成され，裁判員も含め，どのように吟味しているのか。

（河合オブザーバー）

判決書は，評議終了後，裁判官がその原案を短期間で作成し，その後，

裁判員に確認してもらい、裁判員の意見を踏まえて適宜修正を施した上で完成させている。

小野委員の指摘のとおり、裁判員制度施行当初と比較して、判決書は徐々に長くなる傾向にあった。ただ、あまりに長く詳細な判決書であると、評議において裁判員と裁判官とが実質的に議論した結果を反映したものであることが見えにくくなるのではないかという問題意識に基づいて、裁判所内部で議論を重ねており、最近では、ポイントに絞った、簡にして要を得た判決書が増えつつある。

(植村刑事局長)

裁判所内部でも判決書の長文化・詳細化の原因を検証しているが、原因の1つとして、検察官の冒頭陳述や論告、弁護人の弁論が精密化しており、裁判体もそうした当事者の主張に逐一对応しようとするあまり、判決書が長文化・詳細化し、結果として、的確に事実認定や量刑のポイントを押さえた判決書になっていない、ということが考えられるのではないか。裁判員裁判が全体として精密化しつつあることが、このような判決書の問題の根本にあるのではないかと考えている。

(榎井委員)

ただいま判決書の問題が色々と指摘されたが、裁判員裁判における判決書を見たことがないので、イメージがわきにくい。何らかの形で裁判員裁判の判決書をいくつか見てみたい。

(植村刑事局長)

榎井委員の指摘については事務局で検討したい。

(椎橋座長)

先ほど植村刑事局長が指摘された問題意識は、法曹三者の間で、全国的に共有されているのか。

(河合オブザーバー)

東京地裁では、様々な機会を利用して、法曹三者に対し問題提起を行っており、そのような問題意識は共有化されつつある。その結果、冒頭陳述や判決書の簡素化等の効果が徐々に表れている。そして、これは東京地裁だけでなく、全国的にも同様であると思われる。

(岩橋委員)

検察庁としても判決書の長文化は問題と考えている。既に指摘されたとおり、その原因の1つとして、冒頭陳述を始めとする検察官の主張が長くなっていることが考えられるが、その根本は、公判前整理手続における争点整理が精密化していることにもあると思われる。

なお、検察庁では、簡易な自白事件では冒頭陳述を基本的にA4用紙1枚とするなどの簡略化に努めており、検察官の意識改革を図っている。

(酒巻委員)

判決書の長短はそれ自体が問題なのではなく、問題の核心は、裁判員裁判が全体として過度に精密化していることにある。これは、裁判所だけの問題ではなく、法曹三者の意識が旧態依然であることに問題があろう。法曹三者には裁判員裁判の本質をもう一度再確認していただきたい。

(榎井委員)

裁判員裁判が施行されても、判決書は、単に裁判員の意見を集めたものではなく、犯罪事実を証拠により論理的に説明するものでなければならぬだろう。そのような観点からも、実際の判決書がどのようになっているのかに関心がある。

(小野委員)

判決書の内容から、審理・評議の経過が分かるものもあれば、それが分からないものもある。弁護人としては、結論に至る経過がよく理解できる判決書の作成を望みたい。

また、弁護人が総花的に主張・立証を行うことは問題だが、そのような

弁護活動の背後には検察官の提出する証明予定事実が細密化していることが挙げられる。争点整理の在り方については、今後も検察官・弁護人双方の課題であろう。

(椎橋座長)

本日の議論を踏まえ、裁判員裁判に相応しい簡にして要を得た判決についての議論を深める前提として、裁判員裁判の判決書のサンプルを示すことができないか、事務局で検討していただきたい。

イ 特別資料について

植村刑事局長から、資料3及び4に基づき、裁判員裁判における量刑及び求刑の分布についての報告がされた。

(今田委員)

求刑は、裁判員制度施行の前後で違いがないと理解してよいか。

(岩橋委員)

個々の事件では、各検察官が求刑の根拠を分かりやすく説明するように心掛けているが、前回も述べたとおり、検察庁として、裁判員制度施行の前後で求刑の在り方を変更したことはない。

(龍岡委員)

裁判員裁判における量刑分布を1つの参考として、今後、求刑の在り方を変更することはあり得るのか。

(岩橋委員)

少なくとも現時点では考えていない。

(今田委員)

求刑は裁判員制度施行の前後で違いがないのに、量刑分布を見ると、変化が生じている犯罪類型もある。これをどのように評価すればよいのだろうか。裁判員制度施行の前後で量刑分布に変化が生じることは、制度導入の際に前提となっていたのか。また、それは肯定的に考えてよいことなのか。

(椎橋座長)

量刑分布の変化を分析する際には事実と評価の両面を見る必要があるが、事実として、性犯罪では量刑が重くなっている傾向が見られる。また、裁判員制度の目的の1つには、国民の常識を刑事裁判に反映させることがあるから、裁判員制度施行の前後で量刑分布が異なることは予想されてはいたが、現在生じている量刑分布の変化をどう評価するかは別の問題であろう。

(内田委員)

傷害致死罪と強姦致傷罪では量刑が少し重くなっているが、これは国民の意識が反映されたからではないか。このような変化は肯定的に評価してよいと考える。

(榎井委員)

最近では、裁判員裁判での量刑が求刑に近付きつつあるのではないかとこの印象を持っているがどうか。

(岩橋委員)

そのような印象を受けることもあるが、事件によってその振れ幅は大きく、特に親族間の事件に関する量刑は、検察官としても見通しが立てにくい印象を持っている。

(龍岡委員)

量刑不当を理由とする検察官控訴が減っている印象を持っているがどうか。

(岩橋委員)

そのような控訴は、少ないと思われる。検察庁では、量刑については裁判員裁判による第一審判決を尊重している。

(椎橋座長)

量刑分布と求刑分布の評価については色々な見方があり得るが、今回の資料から言えるのは、量刑分布の変化が求刑の変化によるものではないという

ことであろう。

(山崎事務総長)

量刑傾向の変化については、座長が指摘されたとおり、制度的には何らかの変化があり得ることは想定されていたと思うが、実際に現れた変化が是認されるものかどうかという点は、最終的には国民がこれをどのように評価するかによって決まる事柄ではないか。先ほど内田委員からは肯定的な意見をいただいたが、もう少し事例が蓄積された段階で、また御議論いただければと思う。

(2) 裁判員等経験者に対するアンケート結果等について

ア 平成23年1月から6月までのアンケート調査結果について

植村刑事局長から、資料5及び6に基づき、平成23年1月から6月までの裁判員等経験者に対するアンケート調査結果についての報告がされた。

(酒巻委員)

自白事件の審理内容は、本来分かりやすいはずだが、その理解のしやすさが低下しており、検察官の法廷での説明等のわかりやすさも低下している点は、懸念すべき事態であるように思われる。

(岩橋委員)

酒巻委員から指摘された点は、検察庁でも問題視している。原因としては、先にも述べた冒頭陳述の細密化のほか、調書を始めとした書証が朗読に耐えられない内容になっていることが考えられる。後者については、捜査段階では争点になりそうなところは押さえて資料を作成しなければならないことを考えると、争点ごとに調書をとる、あるいは争点ごとに調書の項目を分けるといった工夫をして抄本化に対応するといったことは考えられる。他方、書証ではなく証人尋問でやればよいという議論もあるが、出廷の負担を掛けることに証人の理解が得られるかという問題が残る。検察庁としては、色々な取組を行っている過程にあるため、今後の数値の推移を見守りたい。

(酒巻委員)

年を経るごとに数値が低下しているのは、書証の朗読の問題の他にも原因があるからではないか。

(岩橋委員)

先に説明した以上の原因については、分析未了である。

(榊井委員)

資料2の表9を見ると、自白事件の公判前整理手続期間は4.7月であり、長すぎるのではないかとの印象である。原因としては争点整理の精密化が考えられるところ、これが審理内容や法廷での説明等のわかりにくさに繋がっているのではないか。もちろん、これは、検察官だけではなく、弁護士、さらには裁判所の課題でもあるだろう。酒巻委員の指摘どおり、自白事件において審理内容の理解のしやすさや検察官の法廷での説明等のわかりやすさに関する数値が低下しているのは問題であり、対策を考える必要がある。

なお、評議における話しやすさの数値も低下しているとのことだが、これも審理内容の理解のしにくさや法廷での説明等のわかりにくさが影響しているものと思われる。

(内田委員)

弁護活動は裁判員に理解されにくい側面があるため、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさの数値が低い点はやむをえない側面もあるが、被告人の権利保護を考えると、弁護士には、数値がより高くなるよう今後も努力していただきたい。

他方、検察官の法廷での説明等のわかりにくさを解消するには次の3点を意識するとよい。すなわち、1点目は、談話構造の問題である。裁判員が耳で聞いて分かるという観点からすると、時系列を重ね、最後に結論を説明するのではなく、まず結論を述べ、それからその理由を述べ、再度結論を述べるといった方法で説明するのがよいだろう。2点目は、できる限り複文・長文

を避け、短文で説明すべきだろう。3点目は、文章を読み上げる際、一本調子ではなく、メリハリを付け、語りかける調子で説明するとよいだろう。

(椎橋座長)

内田委員から、口頭主義のより一層の実現のため、市民の目線を踏まえた指摘があったが、法曹三者からも、現状での工夫等を紹介していただけないか。

(小野委員)

依然として弁護活動に関する数値は低く、大きな問題であると考えている。また、最近でも延々と調書を読み上げている事件が見られる。調書を始めとする書証の簡略化には限界があるので、やはり証人尋問を中心とした審理を目指すべきではなかろうか。もちろん、弁護側としても、法廷での説明等のわかりやすさの数値が向上するよう引き続き努めたい。

(河合オブザーバー)

裁判所としても、評議における話しやすさに関する数値の低下は深刻に受け止めている。原因は、自白事件では当事者間で同意された書証を読み上げて審理を行うのが当たり前だという法曹三者の意識ではないか。刑事裁判を経験したことがない裁判員の多くは、書証を朗読されても直ちにはその内容を理解できないだろう。これが評議における話しやすさの低下にも影響していると思われる。そのため、裁判所では、調書中心の審理からの脱却に努めているところである。

(岩橋委員)

特に事件数の多い庁の検察官の中には、証人の出頭確保の困難性や審理スケジュールの制約の問題があるため、口頭主義・直接主義を推し進めることに抵抗を示す者も多いが、検察庁としても、わかりやすい審理の実現に向けて今後も検討を進めたい。

(酒巻委員)

我が国では、戦後60年以上にわたり自白事件では捜査段階で作成された書面それ自体を取り調べる審理が行われてきた。しかし、諸外国の刑事法廷では基本的には誰かが法廷の場で供述をし、裁判体がそれを耳で聞いて理解しながら審理・判断が行われている。これが直接主義・口頭主義といわれている刑事裁判の基本モデルではなかろうか。実現には色々な課題があり、書面中心の審理の克服には時間がかかるかもしれないが、法曹三者には課題の克服に今後も努めていただきたい。

(今田委員)

人間の情報処理能力を考えると、いくら頭のいい裁判員でもなかなか書かれた文章を耳で聞いて理解することはできないのではないか。書証の取調べにおいて、例えば、書証の朗読が終わった後、その内容が理解できるようなレジュメが配布されたり、ホワイトボードを活用して説明が行われたりしなければ、裁判員は理解できないのではないか。

(酒巻委員)

書証の取調べは原則として書証を朗読することで行われ、その書面に記載されている内容が証拠となるのであり、書証の内容を要約したレジュメ等が証拠となるわけではない。

(龍岡委員)

裁判員のわかりやすさを考えた場合、自白事件においても、犯罪に関する主要な事実については、原則として、供述調書の取調べではなく、人証の取調べを行うべきであろう。他方、捜査段階で作成される供述調書は、その性質上、簡にして要を得た内容になりにくいことを考慮すると、やむを得ず供述調書の取調べを行う場合には、全文朗読ではなく、ポイントを絞った要旨の告知をより活用してもよいのではなかろうか。

(今田委員)

裁判員が審理内容を理解できない場合、だれがどのようにフォローしてい

るのか。

(河合オブザーバー)

裁判官が、休憩や中間評議など適宜の場面において必要なフォローを行っている。ただ、裁判官がフォローしなければ裁判員裁判の審理内容が理解できないとすれば、それ自体が問題であろう。

(山崎事務総長)

審理内容の分かりやすさや法廷での説明等の理解のしやすさのポイントが下がっていることについては、法曹三者それぞれに重い課題があるのではないか。これまでは、自白事件における証拠調べというと、すぐに書証の朗読を考えがちであったが、分かりやすい審理実現のためには、自白事件においても、犯罪に関する主要な事実については、人証の取調べを原則とする審理が望まれるところである。人の情報処理能力との関係で書面の朗読による理解には限界があるという今田委員のお話は、大変貴重なご指摘だと思う。

イ 裁判員等経験者に対するアンケート書式の変更について

植村刑事局長から、裁判員等経験者に対するアンケート書式の変更について、次のとおり説明がされ、委員から特に異論なく了承された。

○ 裁判員及び補充裁判員については、審理内容の理解のしやすさを問う質問に対し、理解しやすかったと回答した経験者の割合が引き続き低下傾向にあり、その理由として、書面を利用した主張・立証が増えたことが考えられることから、「法廷での手続全般について、理解しにくかった点がある」とすれば、それはなぜですか。」との質問に対する回答の選択肢に、新たに「調書の朗読が長かった」との選択肢を加える。

○ 裁判員候補者については、前回懇談会で説明したとおり、回答の負担を軽減するとともに、回答及び集計がより効率的に行われるようにするため、これまでの回答結果を踏まえ、調査の目的がほぼ達成された質問項目を削除し、また、類型的な回答が多数を占める質問項目については自由記載方

式を選択方式に改めるなど、質問の仕方を合理化する方向で変更する。

(3) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査について

植村刑事局長から、来年1月ころ実施予定の第3回目の裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の調査項目、調査の実施時期・調査方法等について、次のとおり報告がされ、委員から特に異論もなく了承された。

- 第3回調査における調査項目は、第2回調査と同様とする。
- 量刑に関する設問は、一部の罪名については裁判員裁判の特徴が現れつつあるものの、量刑全体については、なお動向を見極める必要があると考えられることから、第3回調査における新規の設問は見送ることとする。
- 調査の実施時期・調査方法については、第1回及び第2回と同様の時期及び方法を検討する。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第14回 平成23年12月21日（水）午後2時から

（以 上）